

第5章 共犯

1 共同正犯

論点1 共同正犯の処罰根拠

《問題提起》

共同正犯が「すべて正犯とする」とされるのは、なぜか。

《論証》

60条が「すべて正犯とする」としているのは、各関与者が犯罪共同遂行の合意に基づいて実行行為を行い、結果を実現した場合には、各関与者の行為と結果との間に物理的・心理的因果性が認められるからである。

⇒定 p. 49

関連論点

◆ 実行共同正犯の成立要件

《問題提起》

実行共同正犯の成立要件をいかに解すべきか。

《論証》

(『論点1 共同正犯の処罰根拠』を論じる。)

そこで、各関与者の行為と結果との間に因果性が認められる場合、すなわち、①共同実行の意思連絡の下、②共同実行に及んだ事実が認められる場合には、共同正犯が成立するものと解する。

司平 23

◆ 共謀共同正犯の成立要件

《問題提起》

実行行為を分担しない者も共謀共同正犯として処罰することができるか。共謀共同正犯の肯定とその成立要件をいかに解すべきかが問題となる。

《論証》

(『論点1 共同正犯の処罰根拠』を論じる。)

このような因果性を及ぼすことは、実行行為を行わない者でも可能であるから、共謀共同正犯を認めることができる。

そこで、実行行為を行っていない者でもこのような因果性が認められる場合、具体的には①共謀、②共謀に基づく実行行為が認められる場合に「犯罪を実行した」(60条)と評価することができる。

①が認められるためには、意思連絡の存在と正犯意思が必要となる。正犯意思の有無は行為者が重要な役割を担った事実や犯行に重大な寄与を及ぼし

旧司平 19-1

司平 18, 20, 24, 25, 27, 28

予平 25

最大判昭 33.5.28／百選 I

[第7版] [75]

最決平 15.5.1／百選 I [第7版] [76]